

都筑区薬剤師会

入会と会費のご案内

2025.06 改定

目次

入会資格（会則 第1章総則 第2条より）	2
入会時の注意事項	2
会員種別について	2
会費について	3
入会金と会費	3
お支払について	3
入会までの流れ	4
入会申込について	5
夜間休日診療を希望される方へ	5
学校薬剤師を希望される方へ	5
横浜市薬剤師会の入会を希望される方へ	6
横浜市薬剤師会会費のお支払について	6

入会資格（会則 第1章総則 第2条より）

本会は都筑区内に在住または在勤する薬剤師、都筑区内で開局している薬局開設者で構成される。本会の会員となるには、別途定める入会申請書を事務局に提出する。入会は、会長が会員として認定し、後日理事会で承認を得る。本会を退会する時は、別途定める退会届の受理を持って承認することとする。

入会時の注意事項

- 当会に新規で加入する薬局は、原則として開設者会員と管理薬剤師会員が併せて入会する。但し、開設者が管理薬剤師を兼務している場合は開設者会員のみとする。
- 管理薬剤師会員、勤務者会員が入会する場合についての責任は必ず開設者が負うこと。又、管理薬剤師会員、勤務者会員が入会する場合には、必ず開設者の許可を受けること。
- 開設者会員による入会の場合は、原則として開設者と都筑区薬剤師会会長とで、面談を行う。

会員種別について

■会員種別

開設者会員	薬局開設者（管理薬剤師を兼ねる場合も含む）
管理薬剤師会員	管理薬剤師として会員薬局に勤務する者
勤務者会員	会員薬局に勤務する者
非勤務者会員	勤務先が会員ではない薬剤師（病院薬剤師なども含む）

会費について

入会金と会費

入会時には、入会金と入会承認月を含む月割での会費をお支払いいただきます。

■ 会員種別ごとの入会金と会費

	入会金	半期会費
開設者会員	30,000円	18,000 (3,000円/月)
管理薬剤師会員	20,000円	6,000 (1,000円/月)
勤務者会員	5,000円	6,000 (1,000円/月)
非勤務者会員	5,000円	6,000 (1,000円/月)

■ 2 店舗目以降の入会金と会費

	入会金	半期会費
開設者会員	入会金免除	6,000 (1,000円/月)

※ 2 店舗目以降の開設者会員のみ上記の会費となります。

お支払について

会費は年 2 回、4 月と 10 月に半期分を徴収いたします。

	期間	支払時期
前期	4 月 1 日から 9 月 30 日	4 月
後期	10 月 1 日から 3 月 31 日	10 月

※ 会費は原則として口座引き落としとなります。

※ 半期分前払いです。

※ 期の途中で退会した場合でも返金は致しかねます。

「開設者会員」「管理薬剤師会員」「勤務者会員」は薬局単位でお支払いいただきます。

ただし、「勤務者会員」は個人でお支払いいただくことも可能です。

「非勤務者会員」は個人でお支払いいただきます。

また、請求先に口座振替依頼書を郵送させていただきます。届きましたらご記入の上、事務局へご返送ください。

■会員種別と請求先

	請求先（薬局）	請求先（個人）
開設者会員	○	—
管理薬剤師会員	○	—
勤務者会員	○	○
非勤務者会員	—	○

入会までの流れ

入会申込から入会承認までは下記が通常の手順となります。最短で、申込後の翌月に入会となります。

1. 新規会員が入会申込をする
2. 開設者会員の入会の場合、都筑区薬剤師会会長が面談をする
3. 都筑区薬剤師会が翌月の第3火曜日の理事会にて承認をする
4. 事務局が新規会員の入会事務手続きをする
5. 新規会員が入会金と会費を振り込む（入会時のお支払は振込となります）

<例> 6月より開局し開設者と管理薬剤師が入会する場合

1. 5月末までに入会申請をする
2. 6月の第2火曜日までに会長と面談をする
3. 6月の第3火曜日に理事会で承認される
4. 開設者と管理薬剤師それぞれの入会金及び6月～9月の4ヶ月分の会費を7月に振り込む

入会申込について

都筑区薬剤師会にご入会いただく際は、下記入会申込フォーム（Google Form）にてご申請下さい。

- 開設者会員
<https://forms.gle/fc82FB3hdXTrbFgs6>
- 管理薬剤師会員
<https://forms.gle/9S63yb3HC7R274Ne9>
- 勤務者会員
<https://forms.gle/Kk94DgkaGigLY1886>
- 非勤務者会員
<https://forms.gle/jsj9NkYV4QnyjHow6>

夜間休日診療を希望される方へ

都筑区薬剤師会では4月～9月、10月～3月の6ヶ月間で夜間休日診療をご担当いただきます。

夜間休日診療の参加を希望される方は、2月と8月に募集をしておりますので、その際にお申し出ください。担当希望者が多い場合は、夜間休日診療に参加できない場合がございますので、予めご了承ください。

なお、夜間休日診療を担当する場合は横浜市薬剤師会に入会している必要があります。

学校薬剤師を希望される方へ

都筑区薬剤師会では4月～3月の1年間で学校薬剤師をご担当いただきます。

学校薬剤師の参加を希望される方は、担当が空く場合に備え、1月に学校薬剤師の募集をしておりますので、その際にお申し出ください。担当希望者が多い場合、学校薬剤師に参加できない場合がございますので、予めご了承ください。

なお、学校薬剤師を担当する場合は横浜市薬剤師会に入会している必要があります。

横浜市薬剤師会の入会を希望される方へ

夜間休日診療の参加や、学校薬剤師の参加等、横浜市薬剤師会に入会していないと参加できない活動があります。都筑区薬剤師会と横浜市薬剤師会にご入会される場合は、横浜市薬剤師会の入会申込書と会員証用の写真を都筑区薬剤師会にご郵送ください。

地域薬剤師会の欄に、都筑区薬剤師会にて記名押印の上、横浜市薬剤師会に提出いたします。

■郵送先

都筑区薬剤師会事務局

〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡 1 番地 2

J プロ高島台サウスビル 5F（株式会社アイキナル内）

なお、横浜市薬剤師会の入会に関する詳しい内容については横浜市薬剤師会にお問い合わせください。

■一般社団法人 横浜市薬剤師会 入会・変更手続きのご案内

<https://www.hamayaku.or.jp/info/proced>

横浜市薬剤師会会費のお支払について

入会金および初回の会費お支払については横浜市薬剤師会より請求されますので、お支払ください。

次年度以降の会費請求については、都筑区薬剤師会から代理請求をいたします。請求は区薬会費と併せて行います。（請求時期については「お支払について」をご確認ください）